



平成20年2月1日

各 位

東京都千代田区大手町二丁目6番1号
信越化学工業株式会社
代表取締役社長 金川千尋
(コード番号4063)

問合せ先:

取締役広報部長 中村 健

TEL (03) 3246-5091

移転価格課税に基づく更正通知書の受領について

本日、信越化学工業株式会社は、2002年3月期から2006年3月期までの5事業年度の当社と米国子会社シンテック社の収益に関して、東京国税局より、移転価格課税に基づく更正通知書を受領致しました。

今回の更正通知による国外移転所得金額は約233億円で、追徴税額は法人税、事業税及び住民税（本税及び付帯税を含む）で合計約110億円と試算されます。これに対し、当社はこの更正処分を不服としており、異議申し立てを行なう予定です。

シンテック社は1973年に設立され、翌年より年産10万tで操業を開始、現在は年産200万tを超える北米および世界一の塩化ビニル樹脂メーカーとなっております。操業開始以来、30数年間の間には事業環境が大きく変化する局面もありましたが、それらを乗り越え、10回を超える増設を重ねてきております。同社は、生産技術の改良と生産設備の合理化を推し進めるとともに、絶え間なく経営努力を重ね、国内外の顧客との信頼関係を一つ一つ築き上げ、世界中に強固な販売網を確立してまいりました。

現在同社は、塩化ビニル樹脂事業で世界一の高収益会社となっておりますが、その源泉は、この当社における一日も欠かすことのない経営努力の積み重ねによるものです。

当社としましては、シンテック社との取引条件は公正であり、また当社およびシンテック社はこれまで各国の税制にしたがい適正な納税を行なってきたと考えております。したがって、今回このような更正処分を受けるに至ったことは誠に遺憾であり、到底承服できるものではありません。今後、二国間協議の場も含め、公正な手続きの中で当社の主張が認められ、当社の納得できる結論が得られることを確信しております。

なお、本件により、法人税等が増加することに伴い当期純利益が減少し、当期の業績への影響はありますが、現時点では、業績予想の見直しは行なっておりません。

以 上